

第八管区海上保安本部船舶工務部門職員の採用案内

第八管区海上保安本部では、船舶修繕に関する造船所等との調整・調査及び船舶修繕工事の仕様及び監督に関する各種事務を適確に行うため、これら業務経験者を職員として採用します。

採用を希望される方は、下記事項を確認のうえ、お手続き願います。

1 採用予定数

採用予定数

船舶工務官部門：2名程度

※採用予定数は、欠員状況等により変更となる場合があります。

2 採用予定官職

第八管区海上保安本部船舶技術部技術課船舶工務官（国土交通技官）

3 職務内容

船舶工務部門においては、管区海上保安本部の執務室において、次の職務を担当します。

- ・船舶修繕に関する仕様書（造船所等に依頼する修理の内容・積算金額を明記した書類）の作成
- ・工事材料品の発議（必要な物品・見積り金額を調査・聴取し、金額支出に関する事務書類を作成）
- ・その他各種事務（報告書等の行政文書作成等）

4 採用予定日

令和3年4月1日～令和3年7月1日までの間（応相談）

5 給与等

「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき、学歴や職務経験等を勘案して決定します。

（例1） 高卒後15年勤務、33歳で採用となった場合の初任給
月額 242,100円

（例2） 大卒後15年勤務、37歳で採用となった場合の初任給
月額 267,600円

※その他同法の規定による諸手当（通勤手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当（ボーナス）等）が支給されます。

6 受験資格

船体又は機関の名称、構造及びメンテナンスに関する基礎知識などの船舶知識を有し、採用日の前日時点において、船舶関連事業所などで業務経験を通算13年以上（大学を卒業した者にあつては9年以上）有する者。

ただし、次に該当する方は受験できません。

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることが出来ない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ハ 採用日に 60 歳に達している者

7 試験内容等

① 一次試験

試験内容：作文試験、経歴評定

審査日：令和 3 年 1 月 22 日（金）

選考方法：事前に提出された履歴書、作文による書類選考を行います。

合否通知：試験結果は、合否にかかわらず 1 月中に通知します。

② 二次試験

試験内容：人物試験

試験日：令和 3 年 2 月 10 日（水）

試験会場：第八管区海上保安本部

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 901 番地

舞鶴港湾合同庁舎 2 階会議室

合否通知：試験結果は、合否にかかわらず 2 月中に通知します。

8 提出書類

- ① 履歴書（当庁指定の様式）
- ② 職務経歴書
- ③ 作文「採用後において取り組みたいこと」
（20 字×20 字の原稿用紙を用いて 800 字以内とすること。）
- ④ 卒業証明書（高等学校分以降のもの全て）

9 書類提出先/照会先

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井 901 番地

第八管区海上保安本部 総務部人事課第一人事係

Tel：0773-76-4100

※提出書類は封筒に「船舶工務部門職員採用提出書類」と朱書し、書留で送付願います。

10 提出締切年月日

令和 3 年 1 月 19 日（火）（必着のこと）

11 注意事項

応募に関する秘密は厳守します。また、提出書類については、選考の目的に限って使用し、選考終了後は、採用者の情報を除き、全ての個人情報当方で責任を持って処分します。